

## 平成 28 年度独立行政法人国民生活センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国民生活センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度独立行政法人国民生活センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国民生活センターにおける平成 27 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 65 件、契約金額は 6.37 億円であり、このうち競争性のある契約は 59 件(90.8%)、6.10 億円(95.8%)、競争性のない契約は 6 件(9.2%)、0.27 億円(4.2%)となっている。

平成 26 年度と比較して、競争性のない随意契約の割合は件数・金額ともに減少しており(件数は 14.3%の減、金額は 31.6%の減)、2か所の事務所に係る水道、ガス及び後納郵便料金について、競争性のない随意契約を締結したものである。

表 1 平成 27 年度の国民生活センターの調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	(70.5%) 31	(95.6%) 39.93	(38.5%) 25	(72.7%) 4.63	(△19.4%) △6	(△88.4%) △35.30
企画競争・公募	(9.1%) 4	(1.0%) 0.42	(52.3%) 34	(23.1%) 1.47	(750%) 30	(248.7%) 1.05
不落随意契約	(4.5%) 2	(2.5%) 1.04	(-%) 0	(-%) 0	(-%) △2	(-%) △1.04
競争性のある 契約(小計)	(84.1%) 37	(99.1%) 41.39	(90.8%) 59	(95.8%) 6.10	(59.5%) 22	(△85.3%) △35.29
競争性のない 随意契約	(15.9%) 7	(0.9%) 0.39	(9.2%) 6	(4.2%) 0.27	(△14.3%) △1	(△31.6%) △0.12
合計	(100%) 44	(100%) 41.78	(100%) 65	(100%) 6.37	(47.7%) 21	(△84.8%) △35.41

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の( )書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

(2) 国民生活センターにおける平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は 4 件(6.8%)、契約金額は 1.63 億円(26.7%)である。

前年度と比較して、件数・金額ともに減少している(件数は 63.6%の減、金額は 87.3%の減)が、4 件とも情報システムに関する調達によるものである。

表 2 平成 27 年度の国民生活センターの一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	比較増△減
2 者以上	件数	24 (68.6%)	55 (93.2%)	31 (129.2%)
	金額	27.58 (68.4%)	4.47 (73.3%)	△23.11 (△83.8%)
1 者以下	件数	11 (31.4%)	4 (6.8%)	△7 (△63.6%)
	金額	12.77 (31.6%)	1.63 (26.7%)	△11.14 (△87.3%)
合 計	件数	35 (100.0%)	59 (100.0%)	24 (68.6%)
	金額	40.35 (100.0%)	6.10 (100.0%)	△34.25 (△84.9%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の( )書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、設備又は情報処理システムの更新作業及び運用保守並びに業務委託等の調達について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 情報処理システム及び業務委託に関する調達

情報処理システムの更新作業及び運用保守並びに業務委託の調達について、一者応札・一者応募の点検・見直しを図るため、平成 28 年度においては、①～④の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の結果、平成 28 年度の競争契約(一般競争、企画競争、公募)に占める一者応札・応募の割合】

- ① 過去に一者応札・一者応募となった契約で引き続き同様の結果が想定されるもの及び新規の案件であって応札者が少数と見込まれるものは、原則として、休日を除いて20日以上公告期間を確保する。
- ② 一者応札・一者応募となっている契約については、業務内容等に応じ、契約(落札決定)後の準備期間を考慮したうえで契約期間等を設定するとともに、落札決定から業務等開始までに十分な期間が設けられるよう入札実施期間を設定する。
- ③ 仕様書の目的や業務等の内容が、理解しやすい仕様内容になっているかを複数の関係職員で検証する。

- ④ 競争性のある随意契約として特定の者と締結した案件については、調達価格の妥当性等について、事後検証等を実施する。

## (2) 設備又は情報処理システム等に関する調達

設備又は情報処理システムの更新に関する調達について、随意契約の見直しを図るため、平成 28 年度においては、①及び②の取組を実施していくことにより経費の節減を目指す。【当該取組の結果、設備又は情報処理システムの更新に係る経費について、見込まれる経費に対する低減率(新設・機能追加の経費を除く。)]

- ① 設備又は情報処理システムに関連するものについては、システムの切替時に一般競争入札に移行する。
- ② 複数年度の運用保守が必要とされる契約案件については、当該業務のライフサイクルコスト全体で一般競争入札を実施する。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

### (1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たな随意契約を締結することとなる案件については、会計規程(平成 15 年 10 月 1 日規程第 10 号。)第 29 条における随意契約によることができる事由との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、会計規程細則(平成 15 年 10 月 1 日達第 38 号。)第 24 条の 3(契約事務の適切な実施及び相互けん制)第 1 項の規定に基づき、随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由を記載した書面を作成し、契約責任者の決裁を得た上で、随意契約の概要について、可能な限り公表することとする。【会計規程細則第 24 条の 3 に基づく決裁及び公表の件数】

### (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

契約事務における不祥事の発生の未然防止の取組として、会計規程細則第 24 条の 3 第 2 項の規定に基づく複数の関係職員による審査及び決裁による相互けん制並びに同第 26 条第 4 項の規定に基づく予定価格を記載した書面等の金庫への保管及び漏洩の防止対策を徹底する。

## 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務部を所掌する理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総務部を所掌する理事  
副総括責任者 総務部長  
推進員 広報部長、情報管理部長、相談情報部長、商品テスト部長、  
教育研修部長、総務部管理室長及び紛争解決委員会事務局長  
調達等合理化検討会の連絡調整窓口は、総務部会計課長があたる。

## (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、新たな随意契約及び競争性のある契約のうち一者応札・一者応募になった契約などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、また、2か年度連続して一者応札・一者応募となった契約案件は、その改善に向けた取組内容等について、原則として事前に点検を行い、その審議概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国民生活センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

### (参考)

会計規程細則(平成15年10月1日達第38号)

(契約事務の適切な実施及び相互けん制)

第24条の3 契約事務の適切な実施の取り組みとして、競争性のない随意契約によろうとする場合、その契約に係る物件又は役務の調達を行う部又は事務局(以下「調達部局」という。)は、随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由を記載した書面を作成し、総務部会計課と協議するとともに契約責任者の決裁を得るものとする。

2 契約を締結する場合は、総務部各課及び調達部局等複数の関係職員による審査及び決裁を得る等、相互けん制を図るものとする。

(予定価格の作成及び決定)

第26条 競争入札に付そうとするときは、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を作成しなければならない。

2 予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

4 予定価格を記載した書面及び予定価格の積算資料は、封印のうえ、開札するときまで金庫に保管し、他に洩れることのないようにしなければならない。